

事例研究～中国ビジネス法務

(第80回) 違法です! IT社会における金銭供与以外の商業賄賂

北京市大地法律事務所/日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



近日、2015年末から今現在までに、タイヤ業界では、日系企業3社を含む数社の業界大手企業（合計は世界全体の約60%を占める）に対し、相次いで行政処罰が科されました。今回は商業賄賂関連の最新のケースを解説いたします。

◇販売促進活動が商業賄賂に認定されたケース

今回の一連の摘発では従来と同様に現金や携帯電話などを供与する企業も見られましたが、金券に変えられるポイントを与え、間接的に利益供与をする企業も散見されました。

ケース概要 タイヤメーカーの販売子会社X社は、契約に定めがないにもかかわらず、十数社の小売業者に対し、取引額に応じて自社サイトで発行するポイントを与えていた。これらのポイントは、中国国内のオンラインショッピングサイトの金券に引換えが可能で、小売業者の責任者らがその金券を自由に使っていた。

当局は、『不正当競争防止法』に基づき、X社が違法に得た所得400万元を没収したうえ、X社に罰金20万元を科した。

◇商業賄賂の認定について

商業賄賂を規制する上記法律の第8条1項は、経営者が金品やその他の手段で贈賄を行い、これにより商品を販売又は購入することを禁止すると定めています。

実務において、商業賄賂の認定は、以下の要素等により判断されます。

目的	方法	行為	違法性
・取引機会獲得 ・競争の阻害 ・競業者の排除 などの目的であること	契約などで取り決めることなく、事実と異なる記帳※、または未記帳などの方法をとっているか ※「販促費用・広告費用」など虚偽の名義で記帳すること	金品（現金、商品及びサービスなど経済的価値のあるもの）を事業者又は個人に供与しているか	公平な競争秩序を阻害しているか

とりわけ、「金品」の解釈は、重要な問題となります。従前までの商業賄賂行為では、現金や高級品などの供与が多かったのですが、昨今の情報化社会においては、供与物が多様化しています。一方、国家工商总局の『商業賄賂行為を禁止することに関する暫定施行規定』第2条では、「金品」を広義に規定し、いかなる価値のある権益をも包含しています。

このため、今回のケースのような「ポイント」の供与であっても、「金品」とみなされる法的リスクがあるということに充分留意して頂きたいと思います。

◇商業賄賂の摘発ブーム?違法リスク防止にご留意ください

今回のケースは、特定の業界で一斉摘発が行われる傾向を映し出しています。中国では、行政当局に摘発され行政処罰を受けると、工商機関の信用情報公示システム上でその情報が公示され、誰でも情報を照会できます。これに伴い、次のようなマイナスの影響が想定されます。

- ①取引上の信用失墜
- ②一部入札に参加不能
- ③持分譲渡等で、第三者の企業評価に影響
- ④2年以内に累積3度以上の不正競争行為に関する行政処罰を受けると、ブラックリストに載り、政府機関の厳格な監視下に置かれ、法定代表者又は責任者の任命資格にも一定の制限を受ける。

様々なマイナスの影響を考えると、商業賄賂による違法リスクを避け、コンプライアンスを遵守しつつ中国市場で優位を勝ち取ることが、何より重要であると確信しております。

